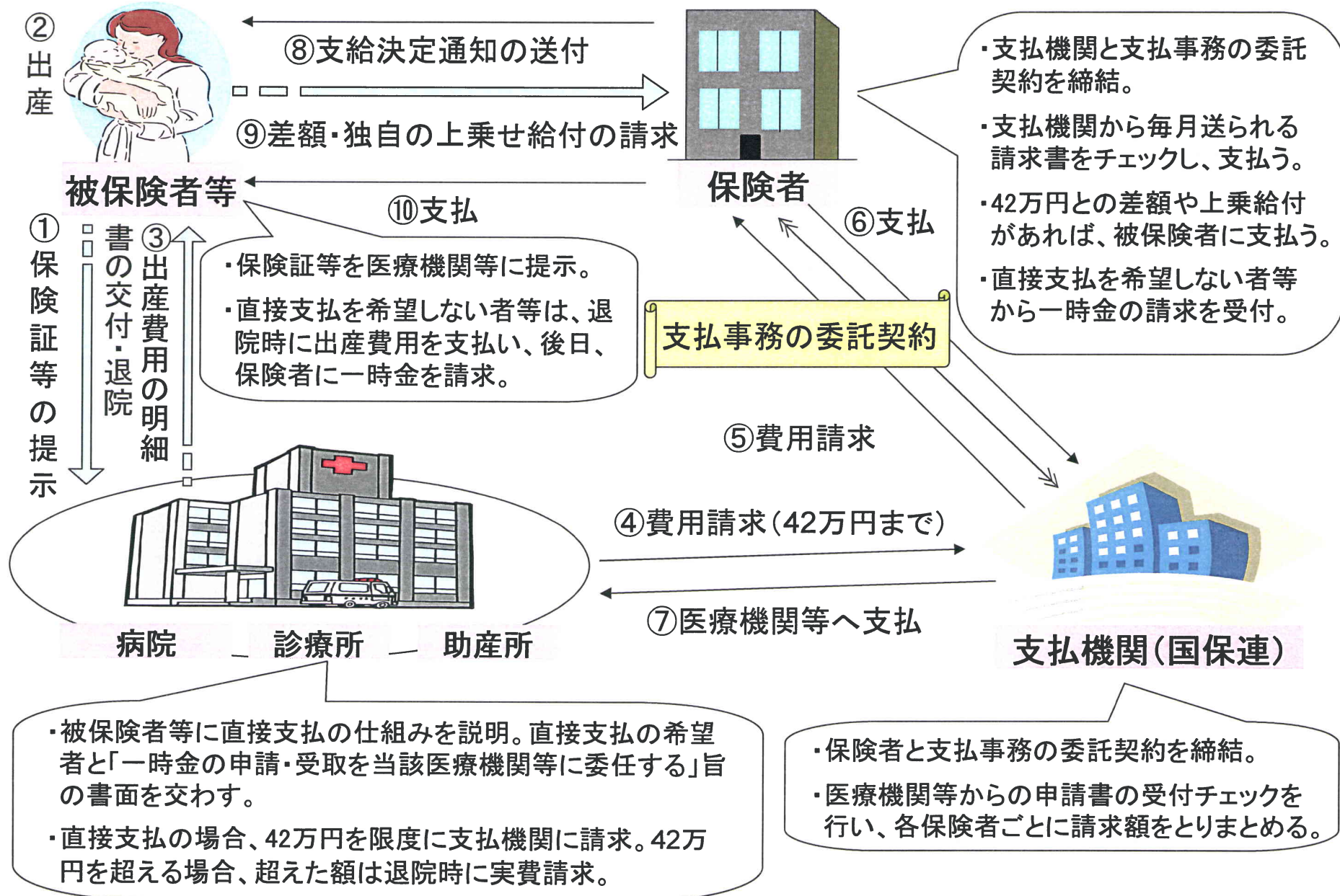


1 出産育児一時金の引上げと分娩機関への直接支払いの概要



2. 出産育児一時金における直接支払制度の概要について

(1) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布等

平成21年5月22日に政令第139号として公布され、平成21年5月29日付厚生労働省保険局長通知(保発第0529007号)により「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」の実施要綱が定められた。

その内容は次のとおり。

- ◆ 緊急の少子化対策として、健康保険法施行令等の出産育児一時金の金額を4万円引き上げる。
 - ・35万円→39万円
 - ・なお、産科医療補償制度に加入する医療機関は+3万円の42万円
- ◆ この支給額の引上げに併せ、被保険者等が窓口で出産費用を支払う経済的負担を軽減することを目的として、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度を創設。
- ◆ 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置。
- ◆ 平成23年4月以降の取扱いについては引き続き検討を行い、検討結果に基づき所要の措置を講ずる予定。
- ◆ 本政令は、本年10月1日から施行する。